

船舶事故調査報告書

令和5年6月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和4年10月31日 16時00分ごろ～16時10分ごろの間）（医師による船長死亡推定時刻：10月31日夕方ごろ）
発生場所	不明（静岡県浜松市西区浜名湖今切口西方沖500m付近～浜名湖今切口南方沖付近の間）
事故の概要	漁船陸悠丸 ^{りくゆう} は、釣りの目的で出港後、無人の状態 ^{無人} で旋回しているところを発見され、また、後日船長が発見され死亡が確認された。
事故調査の経過	令和4年11月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 陸悠丸、0.6トン SO3-18438（漁船登録番号）、個人所有 6.30m(Lr)×1.73m×0.54m、FRP ガソリン機関（船外機）、60kW（動力漁船登録票による）、昭和59年8月19日
乗組員等に関する情報	船長 20歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 令和4年3月3日 免許証交付日 令和4年3月3日 (令和9年3月2日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	不明
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波高約2.0m 波向東、潮汐 上げ潮の初期 浜松市南部には、10月31日16時06分に強風注意報及び波浪注意報が発表されていた。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、静岡県浜松市舞阪漁港を出港したのち、令和4年10月31日16時00分ごろ、本船所属の漁業協同組合（以下「漁協」という。）の組合員に、今切口西方約500mの消波ブロックの北側を航行しているのを目撃された。 本船は、16時10分ごろ、今切口南方沖を無人の状態 ^{無人} で旋回して

	<p>いるのを釣り人が目撃し、警察を通して海上保安庁に通報があり、海上保安庁の巡視船及び航空機、警察、消防並びに水難救済会により今切口を中心に捜索が開始された。</p> <p>漁協の担当者は、16時45分ごろ、海上保安庁から出漁している船の有無について問合せがあったが、船長が漁協の組合員ではなく、本船が出港していることを知らなかった。</p> <p>船長の友人は、18時00分ごろ舞阪漁港の近くを通った際、本船の定係地の前に船長の車が駐車したままであり、本来なら帰港している時刻にもかかわらず、本船が係留地になかったので不審に思い、本船の所有者に連絡した。</p> <p>本船の所有者は、すぐに舞阪漁港に赴き、船長が出港したまま帰港していないと分かり、海上保安庁に通報し、また、漁協に連絡した。</p> <p>知らせを受けた漁協の組合員は、時化していたので所属する船を捜索に出すことができず、陸上から船長の捜索を開始した。</p> <p>船長は、その後捜索機関等により、海上及び陸上から捜索が続けられ、11月4日11時30分ごろ、今切口南東岸の消波ブロック付近で釣り人に発見されて医師により死亡が確認され、死因は短時間の溺水であり、死亡時刻は10月31日夕方ごろと検案された。</p> <p>本船は、無人の状態を旋回しているところを目撃されたのち、行方不明となり、12月5日漁協により沈没として登記抹消とされた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船と類似船型の船舶 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、令和4年4月頃から漁協所属の漁船に乗り組み、漁の手伝い等を行っていた。</p> <p>本船は、本船の所有者が約2年前まであさり漁に使用していたが、令和4年7月頃に船長へ譲渡しようとしたものの、船長が漁協の組合員でないので名義変更ができなかった。</p> <p>本船の所有者は、本船を貸し出す前、船長と覚え書きを交わし、本船を自由に使用させていたので、本事故当日に船長が出港したことを知らなかった。</p> <p>船長は、ふだん、本船を使用して今切口南方沖で釣りをしていた。</p> <p>本船の所有者は、船長は遊泳が得意ではなく、本事故当時、救命胴衣を着用していたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長の友人は、本事故当日15時00分ごろ船長と会食した際、時化しているから出港しない方がよいと助言していた。</p> <p>漁協の担当者によれば、船長は、発見された当時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船の所有者によれば、救命胴衣は、船内に備えていた。</p> <p>運輸安全委員会が調査し、平成23年6月以降、公表した事故調査報告書には、今切口南方沖において、本事故のほか、波が影響した事</p>

	<p>故が3件発生しており、1件が船首方から波を受けて乗船者が船体に当たって負傷、2件が船尾方から波を受けて転覆し、うち1件で同乗者が死亡している。</p> <p>一般財団法人日本水路協会発行のパンフレットには、浜名湖今切口付近の強い流れで、過去10年間に5件の小型船舶の転覆事故が発生し、2名が死亡、1名が行方不明になっており、浜名湖今切口付近の強い流れに注意するよう注意喚起している。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p> <p>船長は、強風注意報が発表され、波高約2.0mの状況下、本船が、舞阪漁港を出港した後、16時00分ごろ漁協の組合員により今切口西方沖約500mの消波ブロックの北側を航行しているところを目撃された後、16時10分ごろ、今切口南方沖を無人の状態を旋回しているところを目撃されたことから、この間において、落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>船長は、11月4日11時30分ごろ、今切口南東岸の消波ブロック付近で釣り人に発見されたことから、今切口西方沖から南方沖を航行中、落水したのち、東からの波に流されたものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故当時、今切口付近では時化しており、波高約2.0mの波が発生していたことから、波を受けて落水した可能性があると考えられるが、目撃者もおらず落水時の状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、本船に救命胴衣が保管されていたものの、発見された当時、救命胴衣を着用していなかったことから、落水したのち、脱げた可能性があると考えられるが、落水時の目撃者もおらず、救命胴衣の着用状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、強風注意報が発表され、波高約2.0mの状況下、今切口西方沖から南方沖において、航行中、船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、航行中、常時救命胴衣を着用し、落水に十分注意すること。 ・ 小型船舶の船長は、気象及び海象について情報を収集し、自船の耐航性を考慮して、波が高い時は出航を控えること。

付図1 事故発生場所概略図

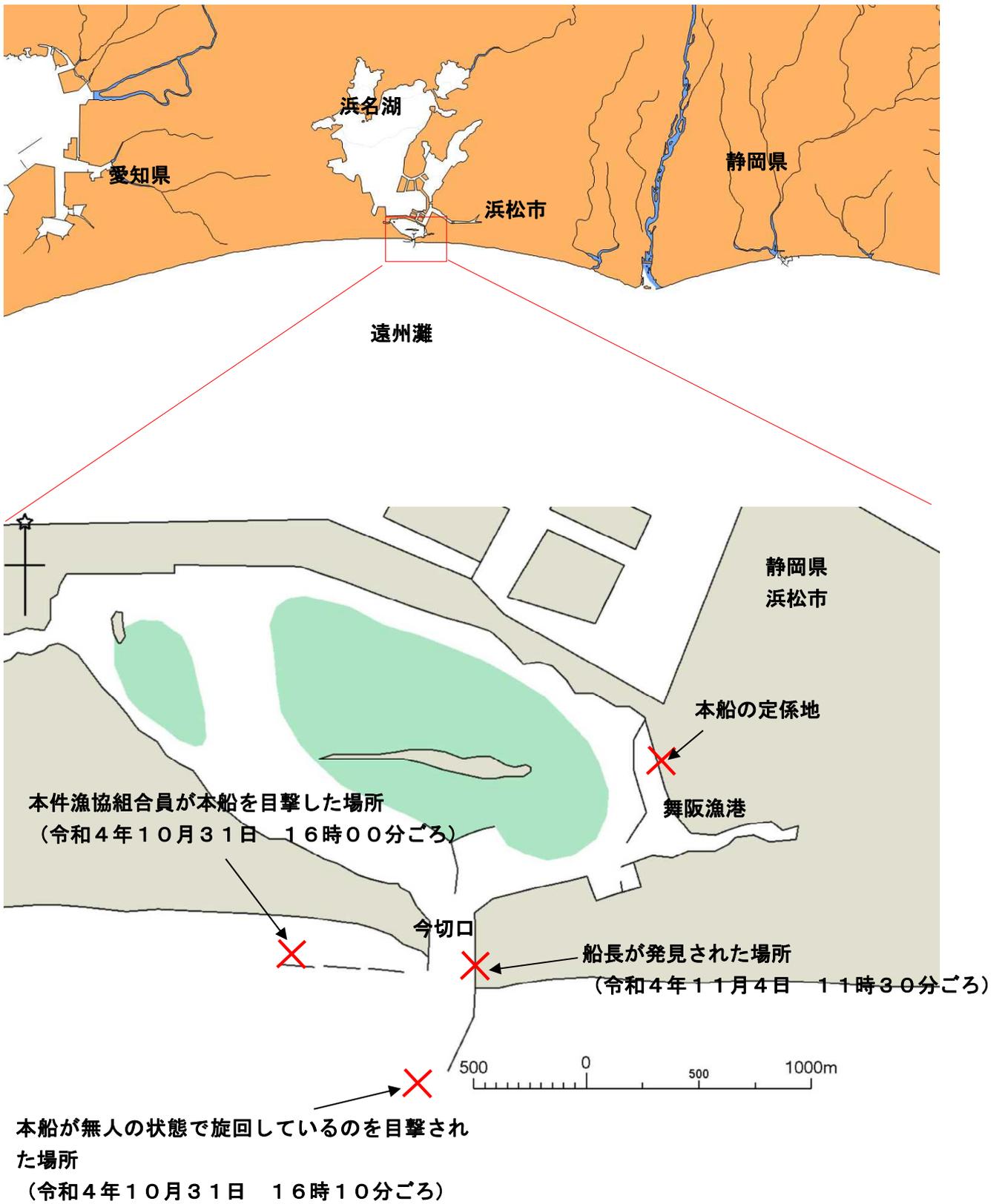


写真1 本船と類似船型の船舶

